【パブリックコメント】

水道料金・下水道使用料の改定（案）について

・富良野市水道事業給水条例の一部改正（案）
・富良野市簡易水道事業給水条例の一部改正（案）
・富良野市公共下水道に関する条例の一部改正（案）

■意見募集期間　　**令和８年３月１０日（火）～３月２９日（日）**

■水道料金・下水道使用料改定（案）説明会

・令和８年３月１６日（月）１８時～　山部福祉センター　研修室（２階）
・令和８年３月１７日（火）１８時～　富良野市複合庁舎　文化会館会議室Ａ
・令和８年３月１８日（水）１８時～　東山公民館　研修室（１階）

■意見提出先（問合せ先）　　**建設水道部上下水道課**

〒076-8555　富良野市弥生町１番１号
電話 0167-39-2317
ファクシミリ 0167-23-2124
電子メール：suidoh-ka@city.furano.hokkaido.jp

公表様式①

令和８年３月１０日公表

パブリックコメント手続の実施について

次のとおりパブリックコメント手続を実施しますので、市民の意見をお寄せください。

対象案件	水道料金・下水道使用料の改定（案）について （富良野市水道事業給水条例・簡易水道事業給水条例・公共下水道に関する条例の一部改正(案)について）
意見募集期間	令和８年３月１０日から　令和８年３月２９日まで （実施予告日：令和８年２月２８日）
公表場所（供覧・閲覧）	・複合庁舎１階　　・山部・東山支所 ・図書館　　・担当窓口（上下水道課） ・ホームページ　　・広報ふらの３月合併号（概要のみ）
意見提出方法	・書面（様式自由）による提出 ・封書、ファクシミリ、電子メール、録音テープ（記録性の確保可能なもの）、直接提出、意見箱（公表場所に設置）への投函のいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと（住所・氏名の公表は行わないが、記入のない意見には回答できない場合がある）
意見提出者	①市内に住んでいる方　②市内で働いている方 ③市内で学んでいる方　④市内に事業所がある法人やその他の団体
意見提出先（問合せ先）	建設水道部　上下水道課 郵便番号 076-8555　富良野市弥生町１番１号 電話 0167-39-2317　ファクシミリ 0167-23-2124 電子メールアドレス：suidoh-ka@city.furano.hokkaido.jp
意見検討結果の公表	令和８年４月中旬頃 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えを公表し、案を修正したときはその内容を併せて公表します。（ただし、個別回答は行いません。）
市の原案及び関連事項 **（※原案は別途添付）**	（１）原案を作成した趣旨（背景や必要性、目的など） 水道・下水道は、地域社会の生活及び経済活動を支える極めて重要なライフラインです。将来にわたり安全で安定したサービスを提供し続けるためには、上下水道施設の老朽化が進んでいることから、計画的な施設更新や耐震化を着実に進める必要があります。 水道事業会計及び下水道事業会計の財政収支は、今後、人口減少や節水傾向の進行により使用水量が減少するため、水道料金・下水道使用料収入が減少となる見込みである一方、物価高騰により維持管理経費や老朽化施設の更新や耐震化に多額の費用が必要となっています。 このようなことから、上下水道事業経営審議会からの答申を受け、財政の健全性を確保し、事業の持続可能性を確保するため、水道料金及び下水道使用料の改定を行い、経営の改善を図ります。 （２）原案の骨子（概要） 水道料金、簡易水道料金の基本料金及び超過料金並びに下水道使用料の基本使用料及び超過使用料について、使用量の多少にかかわらず、広くご負担をお願いすることで、一部の使用者に極端な負担が生じないよう、一律 20%の改定としています。なお、用途や基本水量に変更はありません。 （３）市民への影響（検討の争点等） 物価高騰のなか水道料金及び下水道使用料の改定は、使用者のみなさんにご負担をお掛けします。 しかし、今回の改定は消費税率の引上げによる改定を除いて、平成 22 年以来の改定で、現在の物価高騰による維持管理経費の増大に対応し、事業に伴う収入によってその経費を賄う「独立採算制」を原則とする水道・下水道を持続していくためには、早急な経営改善が必要となっています。これまで人件費の抑制、業務委託の見直しなど、経費削減に努めてきましたが、今後もさらなる経費の節減を図り、安心・安全な水の供給、公共用水域の環境維持に努めますので、ご理解下さいますようお願いいたします。 （４）その他（法令根拠、自治体の類似事例など） ・地方自治法 ・地方公営企業法 ・水道法 ・下水道法 ・その他法令
その他必要事項	（１）原案検討経過 ・令和７年　８月　上下水道事業経営審議会に諮問 ・令和７年１２月　上下水道事業経営審議会から答申 ・令和８年　２月　水道料金及び下水道使用料改定方針策定 （２）PC 後の今後のスケジュール ・令和８年　６月　市議会定例会に条例の一部改正を提案 ・令和９年　１月　改正条例施行（改定後料金・使用料の適用）

□　広報紙３月号合併号への掲載
□　市のホームページへの掲載（掲載日：３月１０日）
□　市役所・各支所・図書館への供覧・配布（３月１０日）

水道料金・下水道使用料の改定（案）について

（富良野市水道事業給水条例・富良野市簡易水道事業給水条例・富良野市公共下水道に関する条例の一部改正(案)について ）

■料金・使用料改定の必要性

【水道（下水道）施設の老朽化と耐震化の現状】

私たちの生活に欠かせない水道・下水道は、多くの施設や管路によって支えられています。しかし、これらの多くは昭和から平成にかけて整備されたもので、40 年以上経過しているものが少なくありません。

・老朽化した管路・施設が増加
・現在の耐震基準を満たしていない設備が多い
・見えない場所で劣化が進行

水道、下水道は、地域社会の生活及び経済活動を支える極めて重要なライフラインです。事故や断水が起きる前に、計画的な更新が必要です。

【更新を先送りした場合のリスク】

・本管漏水、ポンプ等の故障による断水事故の発生
・汚水の逆流、溢水の発生
・道路陥没
・災害発生時の復旧の遅れ　など

更新を行わない場合、事故が起きてから対応する「事後対応型」になり、結果的に多額の復旧費用が必要になるとともに地域の生活や経済への影響が大きくなります。

【必要となる更新・耐震化事業費と財政見通し】

令和７年度に上下水道各事業の経営戦略を改訂しました。（計画期間：令和７年度～16 年度）

その中で、将来の人口減少や物価高騰を加味して料金･使用料収入を試算した結果、今後人口減少に伴う収益の減少が予想され、また、物価高騰による動力費、修繕費等の増加のため、現行の料金・使用料の水準では、維持管理費の財源である収益的収支の利益確保できず、健全な経営の維持が難しくなることが見込まれます。

また、資本的収支においても、昭和から平成にかけて整備した施設、機器、装置等の老朽化が進み、更新、耐震化の費用の増加により収支不足額が増えていく見込みです。この結果、補填財源としての内部留保資金が減っていき、資産の維持が困難になるため、早急に経営改善を図る必要があります。

■料金・使用料の改定概要

【適切な水道料金・下水道使用料のあり方について】

令和７年８月に上下水道事業経営審議会に「適切な水道料金・下水道使用料のあり方」について諮問し、４回にわたって審議、12 月に答申をいただきました。

その答申を踏まえ、今回の水道料金及び下水道使用料の改定方針を定めました。

【料金・使用料の改定率について】

水道料金、簡易水道料金の基本料金及び超過料金並びに下水道使用料の基本使用料及び超過使用料について、使用量の多少にかかわらず、広くご負担をお願いすることで、一部の使用者に極端な負担が生じないよう配慮するとともに安定した事業運営を図るため、一律 20%の改定とします。用途や基本水量に変更はありません。

なお、この改定率は、将来必要となる事業費を踏まえつつ、使用者のみなさまの負担が過度とならないよう検討した結果、必要最小限の水準としています。

【料金・使用料改定で実現すること】

料金・使用料の改定により、次のような取組が可能になります。

・本管漏水調査、老朽化した管路・施設の計画的な更新
・耐震化により災害に強い水道・下水道
・事故や断水の未然防止
・将来にわたり安心・安全な水の供給、公共用水域の環境維持

★「今ある水道・下水道を、これからも使い続けるため」の改定です。

■使用者のみなさまへ

物価高騰のなか、水道料金及び下水道使用料の改定は、使用者のみなさんに負担をお掛けします。

今回の改定は、消費税率の引上げによる改定を除いて、平成 22 年度以来となります。現在の物価高騰による維持管理経費の増大に対応し、事業に伴う収入によってその経費を賄う「独立採算制」を原則とする水道・下水道を持続していくためには、改定は必要です。

これまで人件費の抑制、業務委託の見直しなど、経費削減に努めてきましたが、今後もさらなる経費の節減を図り、安心・安全な水の供給と公衆衛生及び生活環境の維持に努めますので、ご理解下さいますようお願いいたします。

◎説明会を開催します。

・令和８年３月１６日（月）18：00～　山部福祉センター　研修室（２階）
・令和８年３月１７日（火）18：00～　富良野市複合庁舎　文化会館会議室Ａ
・令和８年３月１８日（水）18：00～　東山公民館　研修室（１階）

■水道・下水道施設の老朽化と耐震化の現状及び更新・耐震化に必要な事業費の見通し

【水道事業】

■水道事業の浄水場は下五区、中五区の２ヵ所、配水池は北の峰地区スキー場内の高区、朝日ヶ丘の低区、中御料の中区の３ヵ所、配水管等の総延長は、令和６年度末で 153,537mとなっています。

■昭和、平成にかけて行われた拡張事業において整備された施設・設備・管路の老朽化が進み、大量に更新が必要な時期を迎えていますが、更新の遅れから老朽化が進んでいます。また、近年激甚化する災害への対策として耐震化が急務となっています。

■現時点では、構造物及び設備については健全資産が多くを占め、経年化資産・老朽化資産は比較的少ない状況ですが、今後、平成５年からの第２次拡張事業（変更）で整備された「中五区水源送水場」、第３次拡張事業で整備された「中区配水池」の設備の多くが耐用年数を迎えるため、急速に経年化資産が増えていく見込みです。

■管路については、本管漏水が増えてきており、漏水の可能性が高い管路等の優先順位をつけ、計画的に更新を実施する必要があります。

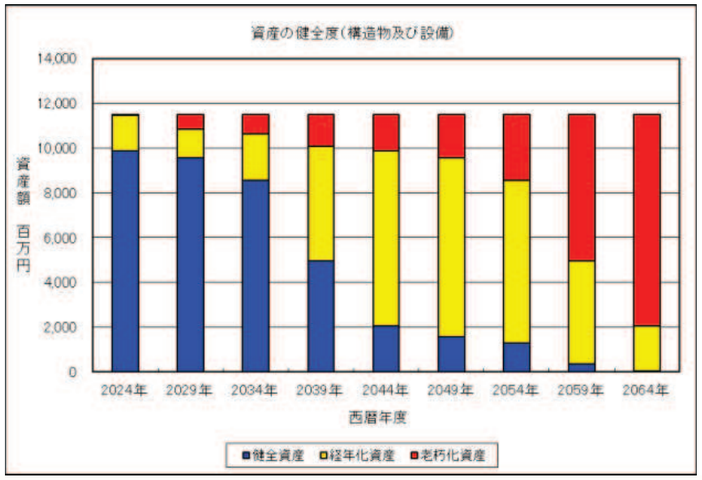

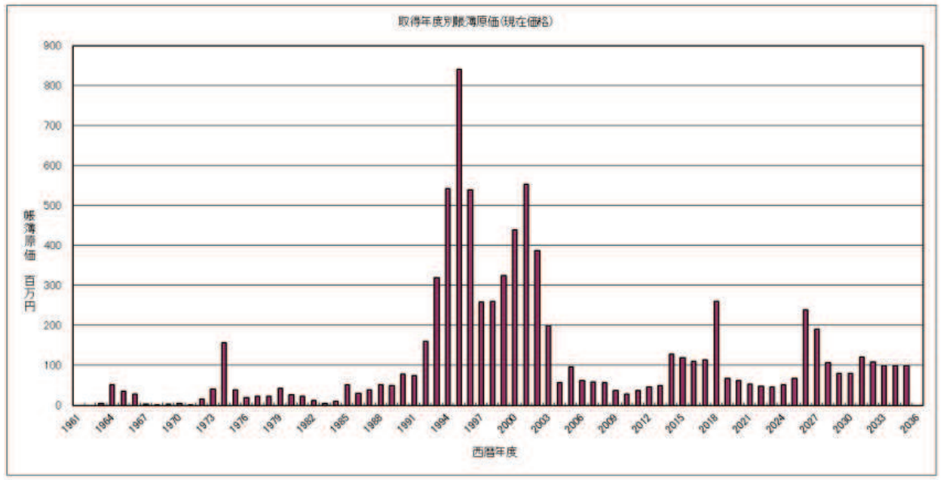

施設名	供用開始年月	管路総延長
上水道	昭和 39 年 11 月	153,537m

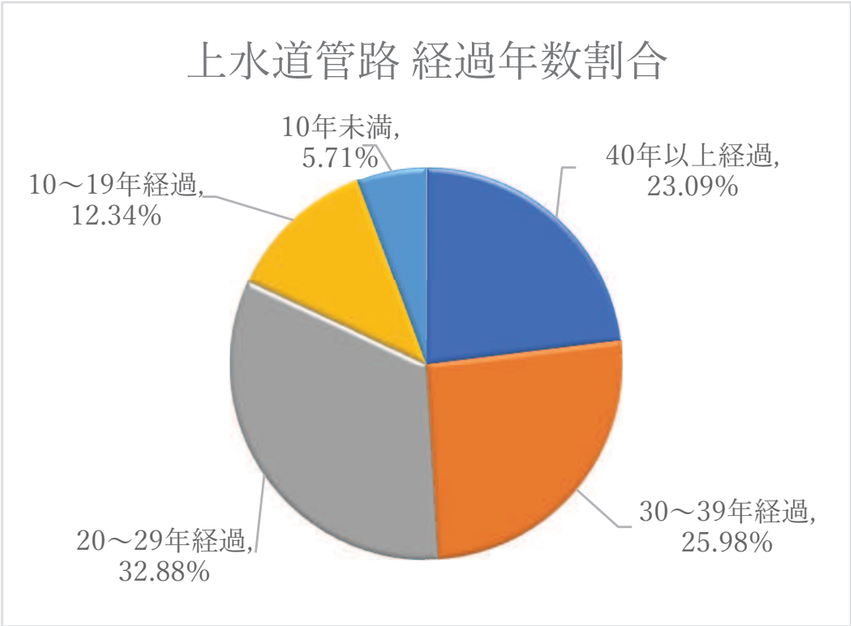

■経営戦略計画期間（R7-R16）において、修繕費等を含む事業費総額約 22 億円の内、建設改良費 13 億円の投資を見込んでいます。

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	事業費（千円）
中五区水源動力計装機器更新											272, 800
高区配水池耐震化											60, 000
低区配水池動力計装機器更新											6, 270
中区配水池外壁修繕											10, 000
水管橋長寿命化工事											15, 000
下五区水源動力計装機器更新											20, 000
高区ポンプ場ポンプ更新											8, 000
中五区水源送水ポンプ更新											42, 000
老朽管更新（道路改良）											213, 000
老朽管更新											606, 000
量水器取替											728, 076
その他修繕等											215, 230
計											2, 196, 376

【簡易水道事業】

■昭和、平成にかけて整備された施設・設備・管路の老朽化が進んでいます。

■平成 29 年度から令和３年度にかけて山部、布部、学田、令和４年度から令和６年度に島ノ下の動力計装機器更新を実施してきています。

■今後は、東山の動力計装機器更新、各簡水の機械設備や主要となる管路の更新の他、近年激甚化する災害への対策として耐震化が急務となっています。

■今後は人口減少が進む見込みですが、給水区域が狭くなるわけではなく、人口密度が低下することとなります。
水需要・料金収入が減少する状況に応じ、需要に見合った施設規模、浄水方法などを多角的に検討する必要があります。

■水需要・料金収入の減少に応じ、需要に見合った施設規模、浄水方法などを多角的に検討する必要があります。

■計画期間においては、修繕費等を含む事業費総額 735, 846 千円の内、建設改良費 466, 300 千円の投資を見込んでいます。

施設名	供用開始年月	管路総延長
富丘地区	昭和 35 年　８月	12, 223m
東山市街地地区	昭和 56 年　１月	6, 039m
島の下地区	昭和 58 年　１月	4, 803m
山部市街地地区	昭和 58 年　12 月	12, 995m
学田地区	昭和 62 年　１月	14, 253m
布部市街地地区	平成　２年　１月	4, 914m

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	事業費（千円）
動力計装機器更新（テレメータ）											26, 400
東山動力計装機器更新											119, 900
機械設備、管路更新											320, 000
量水器取替											76, 216
その他修繕等											193, 330
計											735, 846

【公共下水道事業】（富良野処理区）

■平成２年の供用開始から 30 年以上経過し、施設・設備の多くが更新時期を迎えています。平成 27 年度から「富良野市水処理センター長寿命化計画」、令和元年度からは「ストックマネジメント計画」に基づき更新事業を実施していますが、老朽化が進んでおり、故障が多くなってきています。また、近年激甚化する災害への対策として耐震化が急務となっています。

■今後は令和６年度からの第２期ストックマネジメント計画に基づく富良野水処理センターの施設・設備の更新を実施する他、管路も耐用年数が近くなり、管路カメラ調査の結果、侵入水が確認されており対策が必要となっています。

■計画期間においては、事業費総額 24.4 億円を見込んでいます。

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	事業費（千円）
監視制御設備更新(電気設備)	→										158,000
改築更新実施設計	→	→	→								48,000
最終沈殿池設備更新（機械設備）（電気設備）			→								37,000
計測設備更新（電気設備）			→								27,000
用水設備更新（機械設備）			→								30,000
汚泥脱水設備更新（機械設備）（電気設備）				→							50,000
受変電設備更新（電気設備）				→	→						222,000
耐震化工事			→								80,000
管路、マンホールポンプ更新						→	→	→	→	→	1,748,600
事業計画変更、計画策定	→			→					→		42,000
計											2,442,600

【特定環境保全公共下水道事業】（山部処理区）

■平成 14 年の供用開始から 20 年以上経過し、山部水処理センターやマンホールポンプ所の電気設備、機械設備の更新が必要な時期を迎えています。公共下水道事業と一体的にストックマネジメント計画に基づき更新事業を実施していますが、現時点では健全資産が多いものの近年、故障が多くなってきており、今後更新が必要となってきます。また、近年激甚化する災害への対策として耐震化が急務となっています。

■計画期間においては、事業費総額 3.76 億円を見込んでいます。

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	事業費（千円）
監視制御設備更新(電気設備)		→						→			218,000
計測設備更新（電気設備）								→			8,000
消毒設備更新（機械設備）									→		32,000
用水設備更新（機械設備）									→		20,000
負荷設備更新（電気設備）									→		44,000
計測設備更新（電気設備）									→		54,000
計											376,000

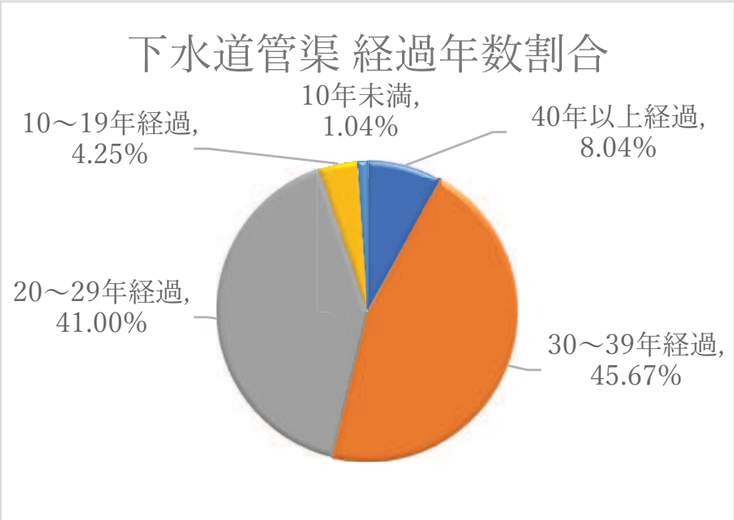

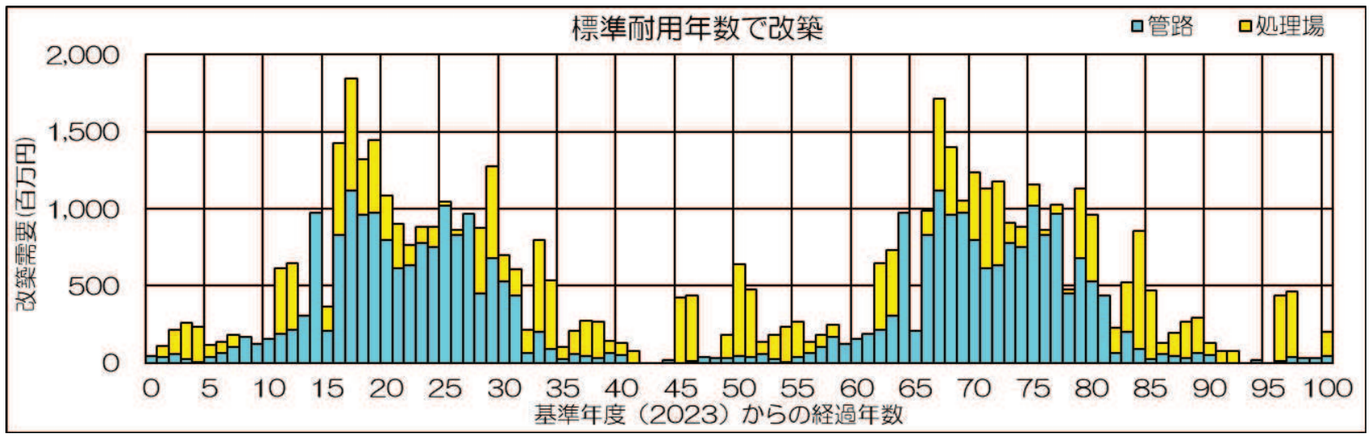

布設後40年を経過した水道管（現在）

耐用年数経過管：約35km　総延長：約153km

1:10000

FURANO

布設後40年を経過した水道管（20年後）

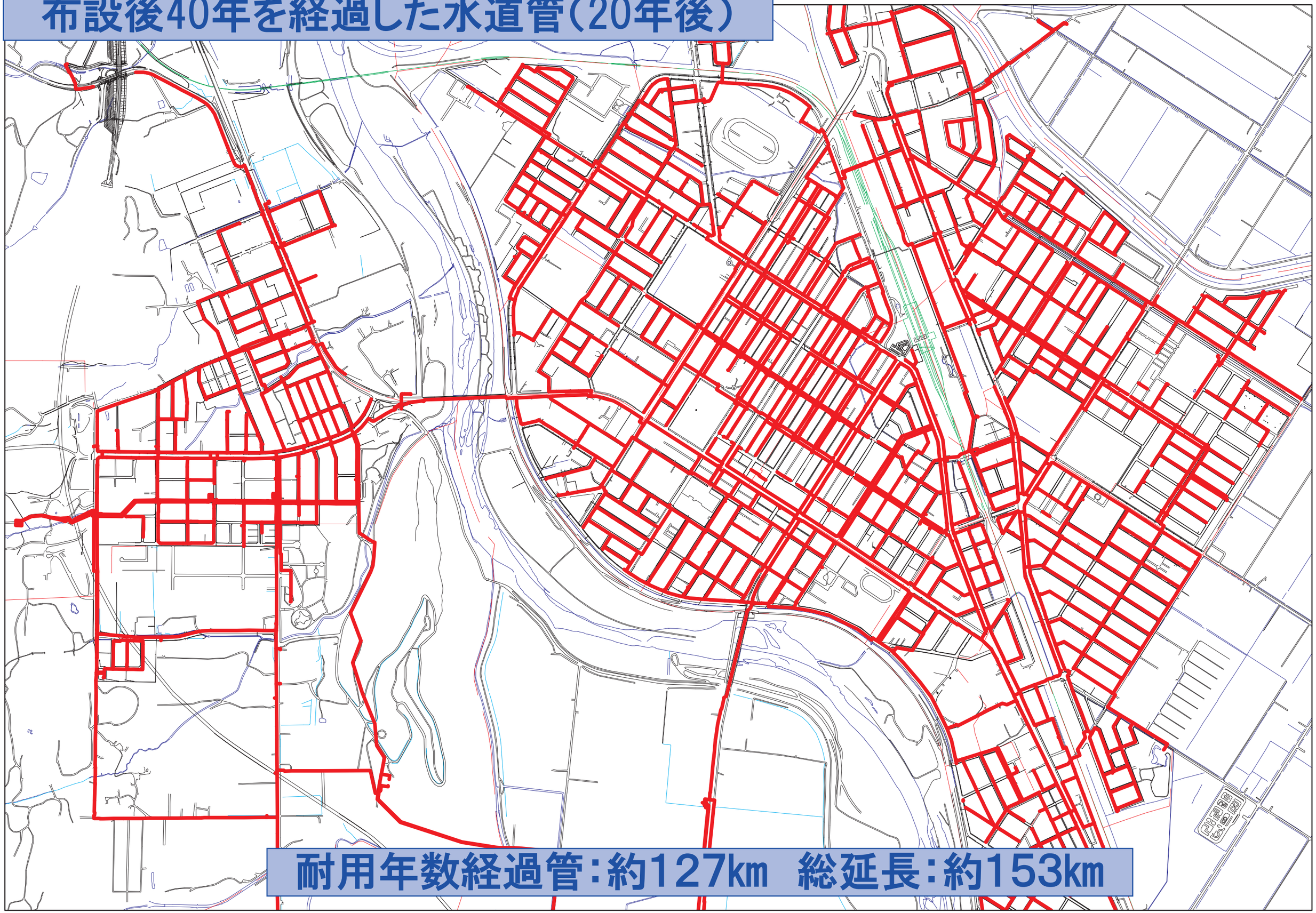

耐用年数経過管：約127km　総延長：約153km

1:10000

FURANO

【参考】改定後水道料金・下水道使用料

【水道料金】【簡易水道料金】　（税込）

用途	基本料金		超過料金
	基本水量	料金	１㎥当たり
一般用	８㎥	1,474	220
営業用	16㎥	3,421	264
団体用	16㎥	3,553	264
浴場用	100㎥	10,626	121
臨時用	１㎥当たり	451	－

【水道料金】【簡易水道料金】　（税込）

用途	基本料金		超過料金
	基本水量	料金	１㎥当たり
一般用	８㎥	1,771	264
営業用	16㎥	4,114	319
団体用	16㎥	4,268	319
浴場用	100㎥	12,760	154
臨時用	１㎥当たり	550	－

【下水道使用料】　（税込）

排除用途	基本使用料		超過使用料
	基本排除量	使用料	１㎥当たり
家事用、団体用、営業用、その他	８㎥	1,166	198
浴場用	100㎥	3,630	55

【下水道使用料】　（税込）

排除用途	基本使用料		超過使用料
	基本排除量	使用料	１㎥当たり
家事用、団体用、営業用、その他	８㎥	1,408	242
浴場用	100㎥	4,356	66

※基本/超過一律20%改定。
　現行の税抜金額に1.2を乗じ、10円未満を切上げ、消費税及び地方消費税率10%を加算

【参考】　用途・水量別　水道料金・下水道使用料一覧表

一律20%改定した場合の水道料金・下水道使用料月額を合算した差額を試算しています。

一般

【現行】

水量	水道料金	下水道使用料	合　計
0-8	1,474	1,166	2,640
9	1,694	1,364	3,058
10	1,914	1,562	3,476
11	2,134	1,760	3,894
12	2,354	1,958	4,312
13	2,574	2,156	4,730
14	2,794	2,354	5,148
15	3,014	2,552	5,566
16	3,234	2,750	5,984
17	3,454	2,948	6,402
18	3,674	3,146	6,820
19	3,894	3,344	7,238
20	4,114	3,542	7,656
21	4,334	3,740	8,074
22	4,554	3,938	8,492
23	4,774	4,136	8,910
24	4,994	4,334	9,328
25	5,214	4,532	9,746
26	5,434	4,730	10,164
27	5,654	4,928	10,582
28	5,874	5,126	11,000
29	6,094	5,324	11,418
30	6,314	5,522	11,836
40	8,514	7,502	16,016
50	10,714	9,482	20,196
60	12,914	11,462	24,376
70	15,114	13,442	28,556
80	17,314	15,422	32,736
90	19,514	17,402	36,916
100	21,714	19,382	41,096
200	43,714	39,182	82,896
300	65,714	58,982	124,696
400	87,714	78,782	166,496
500	109,714	98,582	208,296
600	131,714	118,382	250,096
700	153,714	138,182	291,896
800	175,714	157,982	333,696
900	197,714	177,782	375,496
1,000	219,714	197,582	417,296
1,500	329,714	296,582	626,296
2,000	439,714	395,582	835,296
2,500	549,714	494,582	1,044,296
3,000	659,714	593,582	1,253,296
3,500	769,714	692,582	1,462,296
4,000	879,714	791,582	1,671,296
4,500	989,714	890,582	1,880,296
5,000	1,099,714	989,582	2,089,296

【一律20%改定】

水量	水道料金	下水道使用料	合　計	差　額
0-8	1,771	1,408	3,179	539
9	2,035	1,650	3,685	627
10	2,299	1,892	4,191	715
11	2,563	2,134	4,697	803
12	2,827	2,376	5,203	891
13	3,091	2,618	5,709	979
14	3,355	2,860	6,215	1,067
15	3,619	3,102	6,721	1,155
16	3,883	3,344	7,227	1,243
17	4,147	3,586	7,733	1,331
18	4,411	3,828	8,239	1,419
19	4,675	4,070	8,745	1,507
20	4,939	4,312	9,251	1,595
21	5,203	4,554	9,757	1,683
22	5,467	4,796	10,263	1,771
23	5,731	5,038	10,769	1,859
24	5,995	5,280	11,275	1,947
25	6,259	5,522	11,781	2,035
26	6,523	5,764	12,287	2,123
27	6,787	6,006	12,793	2,211
28	7,051	6,248	13,299	2,299
29	7,315	6,490	13,805	2,387
30	7,579	6,732	14,311	2,475
40	10,219	9,152	19,371	3,355
50	12,859	11,572	24,431	4,235
60	15,499	13,992	29,491	5,115
70	18,139	16,412	34,551	5,995
80	20,779	18,832	39,611	6,875
90	23,419	21,252	44,671	7,755
100	26,059	23,672	49,731	8,635
200	52,459	47,872	100,331	17,435
300	78,859	72,072	150,931	26,235
400	105,259	96,272	201,531	35,035
500	131,659	120,472	252,131	43,835
600	158,059	144,672	302,731	52,635
700	184,459	168,872	353,331	61,435
800	210,859	193,072	403,931	70,235
900	237,259	217,272	454,531	79,035
1,000	263,659	241,472	505,131	87,835
1,500	395,659	362,472	758,131	131,835
2,000	527,659	483,472	1,011,131	175,835
2,500	659,659	604,472	1,264,131	219,835
3,000	791,659	725,472	1,517,131	263,835
3,500	923,659	846,472	1,770,131	307,835
4,000	1,055,659	967,472	2,023,131	351,835
4,500	1,187,659	1,088,472	2,276,131	395,835
5,000	1,319,659	1,209,472	2,529,131	439,835

営業

【現行】

水量	水道料金	下水道使用料	合　計
0-8	3,421	1,166	4,587
9	3,421	1,364	4,785
10	3,421	1,562	4,983
11	3,421	1,760	5,181
12	3,421	1,958	5,379
13	3,421	2,156	5,577
14	3,421	2,354	5,775
15	3,421	2,552	5,973
16	3,421	2,750	6,171
17	3,685	2,948	6,633
18	3,949	3,146	7,095
19	4,213	3,344	7,557
20	4,477	3,542	8,019
21	4,741	3,740	8,481
22	5,005	3,938	8,943
23	5,269	4,136	9,405
24	5,533	4,334	9,867
25	5,797	4,532	10,329
26	6,061	4,730	10,791
27	6,325	4,928	11,253
28	6,589	5,126	11,715
29	6,853	5,324	12,177
30	7,117	5,522	12,639
40	9,757	7,502	17,259
50	12,397	9,482	21,879
60	15,037	11,462	26,499
70	17,677	13,442	31,119
80	20,317	15,422	35,739
90	22,957	17,402	40,359
100	25,597	19,382	44,979
200	51,997	39,182	91,179
300	78,397	58,982	137,379
400	104,797	78,782	183,579
500	131,197	98,582	229,779
600	157,597	118,382	275,979
700	183,997	138,182	322,179
800	210,397	157,982	368,379
900	236,797	177,782	414,579
1,000	263,197	197,582	460,779
1,500	395,197	296,582	691,779
2,000	527,197	395,582	922,779
2,500	659,197	494,582	1,153,779
3,000	791,197	593,582	1,384,779
3,500	923,197	692,582	1,615,779
4,000	1,055,197	791,582	1,846,779
4,500	1,187,197	890,582	2,077,779
5,000	1,319,197	989,582	2,308,779

【一律20%改定】

水量	水道料金	下水道使用料	合　計	差　額
0-8	4,114	1,408	5,522	935
9	4,114	1,650	5,764	979
10	4,114	1,892	6,006	1,023
11	4,114	2,134	6,248	1,067
12	4,114	2,376	6,490	1,111
13	4,114	2,618	6,732	1,155
14	4,114	2,860	6,974	1,199
15	4,114	3,102	7,216	1,243
16	4,114	3,344	7,458	1,287
17	4,433	3,586	8,019	1,386
18	4,752	3,828	8,580	1,485
19	5,071	4,070	9,141	1,584
20	5,390	4,312	9,702	1,683
21	5,709	4,554	10,263	1,782
22	6,028	4,796	10,824	1,881
23	6,347	5,038	11,385	1,980
24	6,666	5,280	11,946	2,079
25	6,985	5,522	12,507	2,178
26	7,304	5,764	13,068	2,277
27	7,623	6,006	13,629	2,376
28	7,942	6,248	14,190	2,475
29	8,261	6,490	14,751	2,574
30	8,580	6,732	15,312	2,673
40	11,770	9,152	20,922	3,663
50	14,960	11,572	26,532	4,653
60	18,150	13,992	32,142	5,643
70	21,340	16,412	37,752	6,633
80	24,530	18,832	43,362	7,623
90	27,720	21,252	48,972	8,613
100	30,910	23,672	54,582	9,603
200	62,810	47,872	110,682	19,503
300	94,710	72,072	166,782	29,403
400	126,610	96,272	222,882	39,303
500	158,510	120,472	278,982	49,203
600	190,410	144,672	335,082	59,103
700	222,310	168,872	391,182	69,003
800	254,210	193,072	447,282	78,903
900	286,110	217,272	503,382	88,803
1,000	318,010	241,472	559,482	98,703
1,500	477,510	362,472	839,982	148,203
2,000	637,010	483,472	1,120,482	197,703
2,500	796,510	604,472	1,400,982	247,203
3,000	956,010	725,472	1,681,482	296,703
3,500	1,115,510	846,472	1,961,982	346,203
4,000	1,275,010	967,472	2,242,482	395,703
4,500	1,434,510	1,088,472	2,522,982	445,203
5,000	1,594,010	1,209,472	2,803,482	494,703

団体

【現行】

水量	水道料金	下水道使用料	合　計
0-8	3,553	1,166	4,719
9	3,553	1,364	4,917
10	3,553	1,562	5,115
11	3,553	1,760	5,313
12	3,553	1,958	5,511
13	3,553	2,156	5,709
14	3,553	2,354	5,907
15	3,553	2,552	6,105
16	3,553	2,750	6,303
17	3,817	2,948	6,765
18	4,081	3,146	7,227
19	4,345	3,344	7,689
20	4,609	3,542	8,151
21	4,873	3,740	8,613
22	5,137	3,938	9,075
23	5,401	4,136	9,537
24	5,665	4,334	9,999
25	5,929	4,532	10,461
26	6,193	4,730	10,923
27	6,457	4,928	11,385
28	6,721	5,126	11,847
29	6,985	5,324	12,309
30	7,249	5,522	12,771
40	9,889	7,502	17,391
50	12,529	9,482	22,011
60	15,169	11,462	26,631
70	17,809	13,442	31,251
80	20,449	15,422	35,871
90	23,089	17,402	40,491
100	25,729	19,382	45,111
200	52,129	39,182	91,311
300	78,529	58,982	137,511
400	104,929	78,782	183,711
500	131,329	98,582	229,911
600	157,729	118,382	276,111
700	184,129	138,182	322,311
800	210,529	157,982	368,511
900	236,929	177,782	414,711
1,000	263,329	197,582	460,911
1,500	395,329	296,582	691,911
2,000	527,329	395,582	922,911
2,500	659,329	494,582	1,153,911
3,000	791,329	593,582	1,384,911
3,500	923,329	692,582	1,615,911
4,000	1,055,329	791,582	1,846,911
4,500	1,187,329	890,582	2,077,911
5,000	1,319,329	989,582	2,308,911

【一律20%改定】

水量	水道料金	下水道使用料	合　計	差　額
0-8	4,268	1,408	5,676	957
9	4,268	1,650	5,918	1,001
10	4,268	1,892	6,160	1,045
11	4,268	2,134	6,402	1,089
12	4,268	2,376	6,644	1,133
13	4,268	2,618	6,886	1,177
14	4,268	2,860	7,128	1,221
15	4,268	3,102	7,370	1,265
16	4,268	3,344	7,612	1,309
17	4,587	3,586	8,173	1,408
18	4,906	3,828	8,734	1,507
19	5,225	4,070	9,295	1,606
20	5,544	4,312	9,856	1,705
21	5,863	4,554	10,417	1,804
22	6,182	4,796	10,978	1,903
23	6,501	5,038	11,539	2,002
24	6,820	5,280	12,100	2,101
25	7,139	5,522	12,661	2,200
26	7,458	5,764	13,222	2,299
27	7,777	6,006	13,783	2,398
28	8,096	6,248	14,344	2,497
29	8,415	6,490	14,905	2,596
30	8,734	6,732	15,466	2,695
40	11,924	9,152	21,076	3,685
50	15,114	11,572	26,686	4,675
60	18,304	13,992	32,296	5,665
70	21,494	16,412	37,906	6,655
80	24,684	18,832	43,516	7,645
90	27,874	21,252	49,126	8,635
100	31,064	23,672	54,736	9,625
200	62,964	47,872	110,836	19,525
300	94,864	72,072	166,936	29,425
400	126,764	96,272	223,036	39,325
500	158,664	120,472	279,136	49,225
600	190,564	144,672	335,236	59,125
700	222,464	168,872	391,336	69,025
800	254,364	193,072	447,436	78,925
900	286,264	217,272	503,536	88,825
1,000	318,164	241,472	559,636	98,725
1,500	477,664	362,472	840,136	148,225
2,000	637,164	483,472	1,120,636	197,725
2,500	796,664	604,472	1,401,136	247,225
3,000	956,164	725,472	1,681,636	296,725
3,500	1,115,664	846,472	1,962,136	346,225
4,000	1,275,164	967,472	2,242,636	395,725
4,500	1,434,664	1,088,472	2,523,136	445,225
5,000	1,594,164	1,209,472	2,803,636	494,725

【水道】純利益（純損失）・補てん財源・年度末現金比較

【料金収入】 （千円・税抜）

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
【現行】	357,757	353,939	349,934	345,017	339,186	333,364	327,563	321,999	316,447	310,906	305,382
20%改定			384,568	413,315	406,333	399,362	392,415	385,750	379,103	372,467	365,852

【純利益（純損失）】 （千円・税抜）

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
【現行】	57,976	11,008	35,059	18,183	▲21,233	▲49,004	▲55,983	▲36,482	▲42,653	▲59,119	▲52,247
20%改定			69,693	86,481	45,914	16,994	8,869	27,269	20,003	2,442	8,223

【補てん財源】 （千円・税抜）

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
【現行】	101,723	107,962	124,060	124,122	113,612	91,741	65,477	77,589	95,109	108,014	136,497
20%改定			158,694	227,054	283,691	327,818	366,406	442,269	522,445	596,911	685,864

【年度末現金】 （千円・税抜）

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
【現行】	133,013	128,462	144,560	144,622	134,112	112,241	85,977	98,089	115,609	128,514	156,997
20%改定			179,194	247,554	304,191	348,318	386,906	462,769	542,945	617,411	706,364

【料金比較】

	【現行】	20%改定
一般用　10㎥	1,740	2,090
一般用　20㎥	3,740	4,490
	【現行】	20%改定
営業用　20㎥	4,070	4,900
営業用 200㎥	47,270	57,100

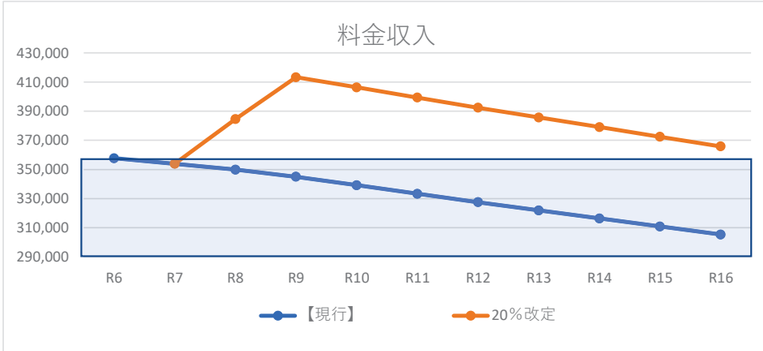

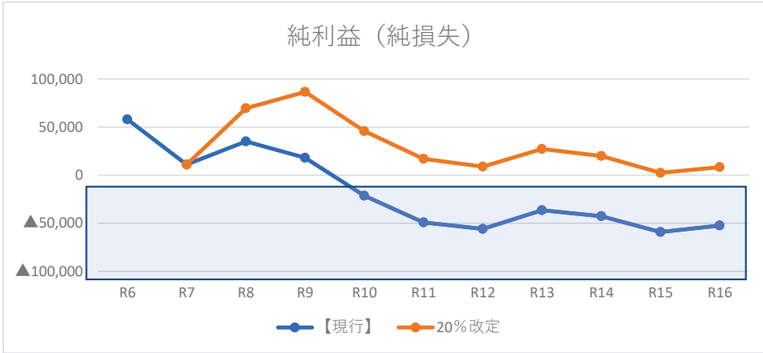

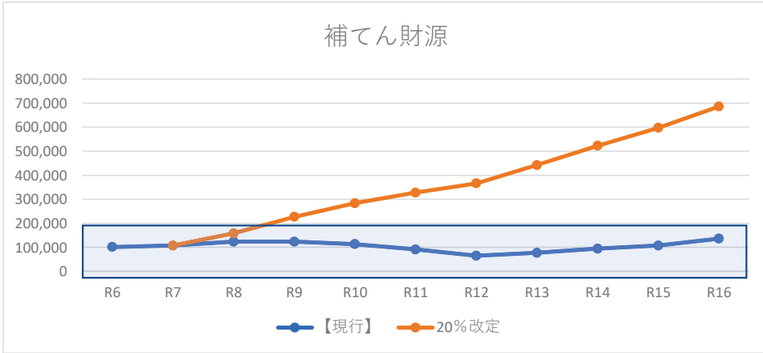

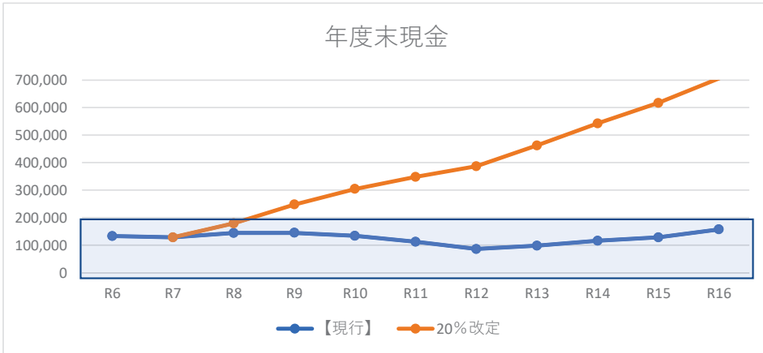

【下水道】純利益（純損失）・補てん財源・年度末現金比較

【使用料収入】 （千円・税抜）

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
【現行】	272,425	269,922	266,944	263,228	258,777	254,338	249,907	245,659	241,421	237,194	232,974
20%改定			293,543	315,684	310,347	305,023	299,709	294,614	289,532	284,462	279,401

【純利益（純損失）】 （千円・税抜）

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
【現行】	60,478	22,877	10,952	1,011	▲11,396	▲21,156	▲39,810	▲67,156	▲91,929	▲118,619	▲146,557
20%改定			37,551	53,467	40,174	29,530	9,993	▲18,201	▲43,818	▲71,351	▲100,130

【補てん財源】 （千円・税抜）

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
【現行】	242,462	270,054	269,138	253,975	224,511	177,043	119,155	61,058	▲15,517	▲112,585	▲232,953
20%改定			295,737	333,030	355,136	358,353	350,267	341,125	312,661	262,861	188,920

【年度末現金】 （千円・税抜）

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
【現行】	235,756	269,591	267,930	252,017	221,798	173,570	114,917	56,050	▲21,300	▲119,148	▲240,301
20%改定			294,529	331,072	352,423	354,880	346,029	336,117	306,878	256,298	181,572

【使用料比較】

	【現行】	20%改定
家事用　10㎥	1,420	1,720
家事用　20㎥	3,220	3,920
家事用　50㎥	8,620	10,520
家事用 200㎥	35,620	43,520
家事用 500㎥	89,670	109,520

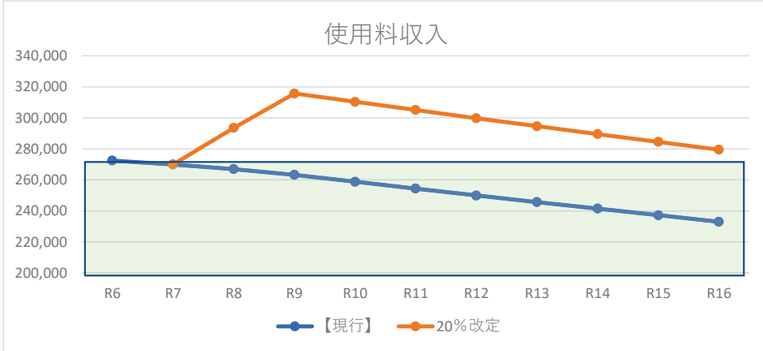

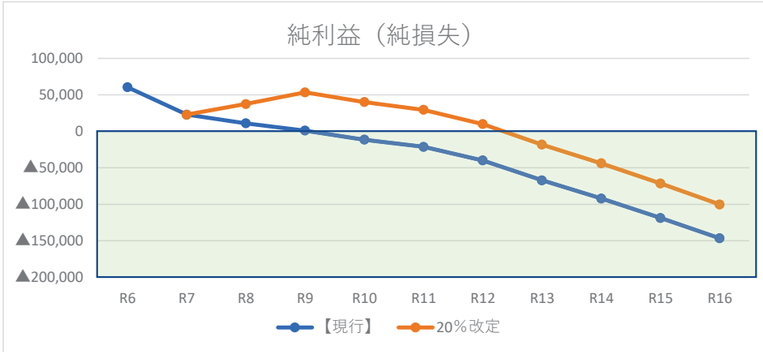

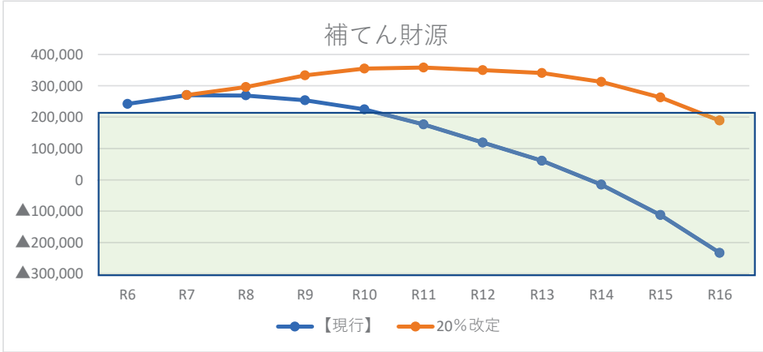

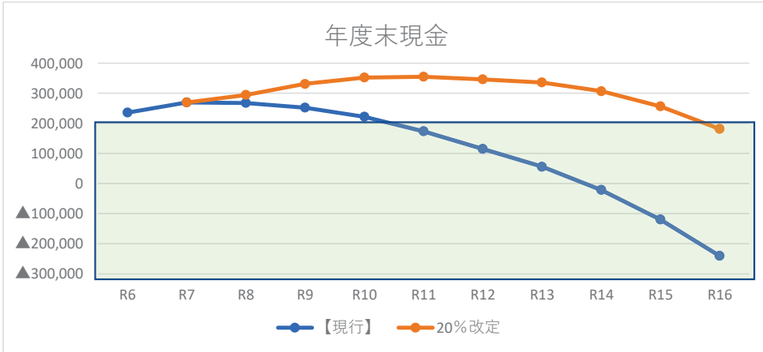

水道	下水道	合算	都市名	水道料金	下水道使用料	合計
1	2	1	夕張市	3,096	2,555	5,651
3	1	2	三笠市	2,679	2,793	5,472
2	3	3	根室市	2,739	2,552	5,291
6	4	4	美唄市	2,502	2,527	5,029
4	9	5	深川市	2,596	2,321	4,917
12	5	6	芦別市	2,387	2,492	4,879
11	8	7	赤平市	2,440	2,329	4,769
13	6	8	歌志内市	2,341	2,388	4,729
13	11	9	砂川市	2,341	2,300	4,641
7	15	10	登別市	2,501	2,101	4,602
17	12	11	紋別市	2,310	2,288	4,598
19	10	12	留萌市	2,194	2,301	4,495
13	16	13	滝川市	2,341	2,022	4,363
8	17	14	北見市	2,488	1,849	4,337
20	13	15	網走市	2,068	2,164	4,232
5	21	16	士別市	2,527	1,640	4,167
10	20	17	稚内市	2,450	1,650	4,100
22	14	18	釧路市	1,929	2,104	4,033
18	18	19	名寄市	2,240	1,770	4,010
33	7	20	伊達市	1,331	2,354	3,685
9	33	21	北広島市	2,475	1,100	3,575
21	22	22	岩見沢市	1,955	1,618	3,573
16	30	23	石狩市	2,325	1,232	3,557
23	23	24	富良野市	1,914	1,562	3,476
26	19	25	室蘭市	1,562	1,738	3,300
25	21	26	旭川市	1,672	1,559	3,231
24	31	27	恵庭市	1,777	1,211	2,988
28	26	28	帯広市	1,485	1,419	2,904
31	27	29	小樽市	1,397	1,342	2,739
30	28	30	苫小牧市	1,408	1,326	2,734
26	32	31	江別市	1,562	1,133	2,695
34	29	32	北斗市	1,330	1,320	2,650
35	24	33	函館市	781	1,507	2,288
32	34	34	千歳市	1,350	893	2,243
29	35	35	札幌市	1,452	660	2,112

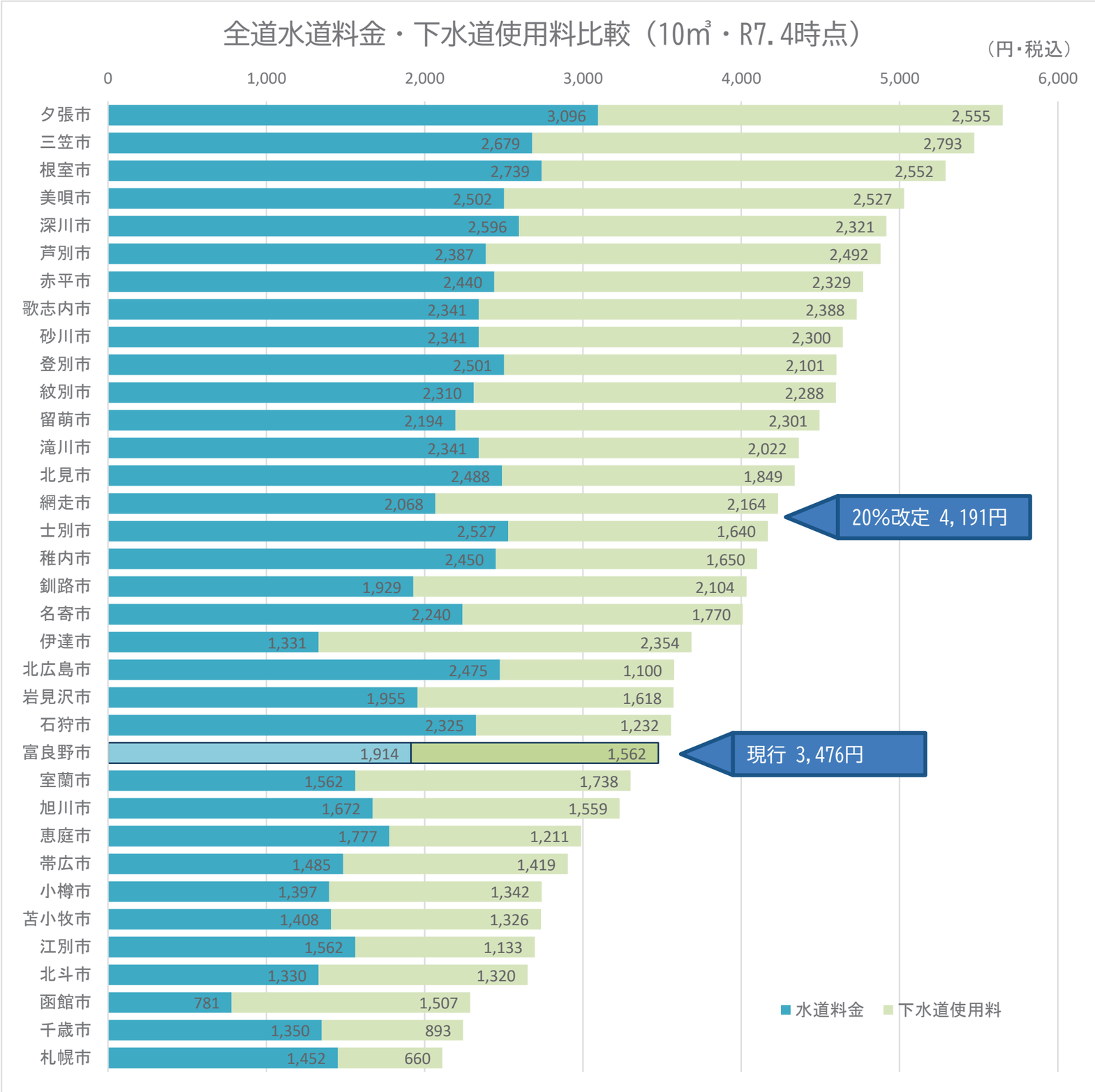

富良野市水道事業給水条例の一部を改正する条例

富良野市水道事業給水条例（昭和41年条例第83号）の一部を、次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第24条、第27条関係）

水道料金　（単位：円）

用途	基本料金		超過料金
	基本水量	料金	使用水量が基本水量を超えた分の１立方メートル当たりの料金
一般用	８立方メートル	1,771	264
営業用	16立方メートル	4,114	319
団体用	16立方メートル	4,268	319
浴場用	100立方メートル	12,760	154
臨時用	１立方メートル当たり	550	－

備考

１　１月当たりの水道料金は、基本料金と超過料金の合計額とする。

２　一般用とは、営業用、団体用、浴場用及び臨時用以外の用に水道を使用する場合をいう。

３　営業用とは、料理店、飲食店、旅館、宿泊所、貸館、洗濯業、理美容業、洗車業、食品加工業、娯楽業、生魚肉類等販売業、病医院、その他これに類する営業に水道を使用する場合をいう。

４　団体用とは、官公署、学校、商工団体、農業団体等の事務所及びその他公共的施設において水道を使用する場合をいう。

５　浴場用とは、一般の公衆浴場業の用に水道を使用する場合をいう。

６　臨時用とは、工事その他で臨時又は一時的に水道を使用する場合をいう。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年１月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の別表第１の規定は、施行日以後の水道の使用に係る料金について適用し、施行日前の水道の使用に係る料金については、なお従前の例による。

富良野市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

富良野市簡易水道事業給水条例（昭和55年条例第10号）の一部を、次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第24条、第27条関係）

簡易水道料金　（単位：円）

用途	基本料金		超過料金
	基本水量	料金	使用水量が基本水量を超えた分の１立方メートル当たりの料金
一般用	８立方メートル	1,771	264
営業用	16立方メートル	4,114	319
団体用	16立方メートル	4,268	319
浴場用	100立方メートル	12,760	154
臨時用	１立方メートル当たり	550	－

備考

１　１月当たりの簡易水道料金は、基本料金と超過料金の合計額とする。

２　一般用とは、営業用、団体用、浴場用及び臨時用以外の用に簡易水道を使用する場合をいう。

３　営業用とは、料理店、飲食店、旅館、宿泊所、貸館、洗濯業、理美容業、洗車業、食品加工業、娯楽業、生魚肉類等販売業、病医院、その他これに類する営業に簡易水道を使用する場合をいう。

４　団体用とは、官公署、学校、商工団体、農業団体等の事務所及びその他公共的施設において簡易水道を使用する場合をいう。

５　浴場用とは、一般の公衆浴場業の用に簡易水道を使用する場合をいう。

６　臨時用とは、工事その他で臨時又は一時的に簡易水道を使用する場合をいう。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年１月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の別表第１の規定は、施行日以後の簡易水道の使用に係る料金について適用し、施行日前の簡易水道の使用に係る料金については、なお従前の例による。

富良野市公共下水道に関する条例の一部を改正する条例

富良野市公共下水道に関する条例（昭和 63 年条例第５号）の一部を、次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第 16 条関係）

下水道使用料　（単位：円）

排除用途	基本使用料（１月につき）		超過使用料
	基本汚水排除量	使用料	汚水排除量が基本排除量を超えた分の１立方メートル当たりの使用料
家事用、団体用、営業用、その他	８立方メートルまで	1,408	242
浴場用	100 立方メートルまで	4,356	66

備考　１月当たりの下水道使用料は、基本使用料と超過使用料の合計額とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年１月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の別表第１の規定は、施行日以後の下水道の使用に係る使用料について適用し、施行日前の下水道の使用に係る使用料については、なお従前例による。

■条例改正案（新旧対照表）

・富良野市水道事業給水条例
・富良野市簡易水道事業給水条例
・富良野市公共下水道に関する条例

○料金表・使用料表の改正

施行日：令和９年１月１日
適　用：令和９年２月分から（１月使用分から）

富良野市水道事業給水条例の一部を改正する条例
富良野市水道事業給水条例（昭和41年条例第83号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表第１（第24条、第27条関係）

水道料金　（単位：円）

用途	基本料金		超過料金
	基本水量	料金	使用水量が基本水量を超えた分の１立方メートル当たりの料金
一般用	８立方メートル	1,771	264
営業用	16立方メートル	4,114	319
団体用	16立方メートル	4,268	319
浴場用	100立方メートル	12,760	154
臨時用	１立方メートル当たり	550	—

改正前

別表第１（第24条、第27条関係）

水道料金　（単位：円）

用途	基本料金		超過料金
	基本水量	料金	使用水量が基本水量を超えた分の１立方メートル当たりの料金
一般用	８立方メートル	1,474	220
営業用	16立方メートル	3,421	264
団体用	16立方メートル	3,553	264
浴場用	100立方メートル	10,626	121
臨時用	１立方メートル当たり	451	—

富良野市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
富良野市簡易水道事業給水条例（昭和55年条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表第１（第24条、第27条関係）

簡易水道料金　（単位：円）

用途	基本料金		超過料金
	基本水量	料金	使用水量が基本水量を超えた分の１立方メートル当たりの料金
一般用	８立方メートル	1,771	264
営業用	16立方メートル	4,114	319
団体用	16立方メートル	4,268	319
浴場用	100立方メートル	12,760	154
臨時用	１立方メートル当たり	550	—

改正前

別表第１（第24条、第27条関係）

簡易水道料金　（単位：円）

用途	基本料金		超過料金
	基本水量	料金	使用水量が基本水量を超えた分の１立方メートル当たりの料金
一般用	８立方メートル	1,474	220
営業用	16立方メートル	3,421	264
団体用	16立方メートル	3,553	264
浴場用	100立方メートル	10,626	121
臨時用	１立方メートル当たり	451	—

富良野市公共下水道に関する条例の一部を改正する条例
富良野市公共下水道に関する条例（昭和63年条例第５号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表第１（第16条関係）

下水道使用料　（単位：円）

排除用途	基本使用料（１月につき）		超過使用料
	基本汚水排除量	使用料	汚水排除量が基本排除量を超えた分の１立方メートル当たりの使用料
家事用、団体用、営業用、その他	８立方メートルまで	1,408	242
浴場用	100立方メートルまで	4,356	66

改正前

別表第１（第16条関係）

下水道使用料　（単位：円）

排除用途	基本使用料（１月につき）		超過使用料
	基本汚水排除量	使用料	汚水排除量が基本排除量を超えた分の１立方メートル当たりの使用料
家事用、団体用、営業用、その他	８立方メートルまで	1,166	198
浴場用	100立方メートルまで	3,630	55